

学校の組織運営体制の在り方研究会設置要項

(目的)

第1条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)等を踏まえ、京都府の公立学校(京都市立学校を除く。以下同じ。)における組織運営体制の在り方について研究・検討を行うため、学校の組織運営体制の在り方研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

- 2 座長は、研究会の委員の互選により定める。
- 3 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 研究会は、京都府教育庁管理部長(以下「管理部長」という。)が招集する。

- 2 研究会は、座長が議長となる。
- 3 研究会は、主担当の委員の出席により行う。ただし、主担当の委員が出席できない場合、副担当の委員が代わって出席することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、京都府教育庁管理部教職員課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、管理部長が研究会の意見を聞いて定める。

附 則

この要項は、平成19年8月9日から施行する。

別表（第2条関係）

学識経験者（主担当1名）

保護者の代表（主担当2名、副担当2名）

市町村(組合)教育委員会教育長の代表（主担当1名、副担当2名）

校長の代表（主担当4名、副担当4名）

教頭（副校長）の代表（主担当3名、副担当3名）

教諭の代表（主担当3名、副担当3名）

事務長の代表（主担当1名、副担当1名）

教育局長の代表（主担当1名、副担当1名）

管理部長（主担当）

管理部教職員課長（主担当）